

○議長（中西峰雄君）引き続き、順番17、8番 岡本君。

〔8番（岡本昌次君）登壇〕

○8番（岡本昌次君）議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問を行います。

私は1点でございます。私は、墓地についてのことでございますが、高野口町と橋本市と合併いたしまして、旧高野口町の時代ですけれども、高野口町の墓地が完成してから、この土地に無縁仏、六地藏というものがございませんでした。それで、合併してみますと、恋野の赤塚にも市の墓地があると。そこには無縁仏、六地藏があると。これが私としては、一本化に絞ってはどうかということで質問をさせていただきます。

一つ目は、いちばん思うんですけれども、高野口墓地に無縁仏と六地藏の早期設置についてということでございます。現在の高野口墓地は、高野口斎場が新設されたときに設置したものと記憶しております。それも急遽、急いでしたものと思っております。それ以来、旧高野口町のときに、無縁仏と六地藏をいく度となく提案しましたが、決議に至りませんでした。現在も墓地の募集をしていますが、いまだたくさん売れ残っております。

時代の流れとともに人口も少なくなり、若い子どもたちは親元を離れて暮らす時代です。特に、中山間部の子どもたちはまちへまちへと出てきております。そんな中、生活圏内の墓地購入を希望する方の声を聞くことが増えてきております。しかしながら、購入にあたり、高野口墓地を検討するも、実家墓地にある古い墓石を預ける無縁墓地がないとのことで、相談、問い合わせがたくさん私のもと

に届いております。多くの墓地入り口付近には、だいたい六地藏も設置されていることが多いのですが、高野口墓地にはないのです。

私は、この高野口墓地に無縁墓地、六地藏を設置していただくことにより、安心してこの地の新しい墓地購入を決断する方も増え、少しでも市の財政難の歯どめになるのではないかと思います。一日でも早く、無縁墓地の設置をお願いしたいのですが、市のお考えをお聞かせください。また、六地藏石もどのようにお考えあわせていくか、お聞かせ願いたいと思います。明快なご答弁をお願いします。

この無縁仏といいますのは、先ほども言いましたが、当初つくったときにはそういうことも考えておらなかったと思います。それは、墓地を買うには、古い墓地、実家がある人はいいんですけれども、分家された方々が墓地を買うということにあたっては、何のそういう考えもなかったと思います。それで、無縁仏という古い墓地の置くところがないということは考えておらなかったんです。

それと、六地藏というのは、皆さんもご存じだと思いますけれども、なぜ六つの地藏さんがあるかということです。また、なぜこれは必要かということ、これはまた、わからなかったらお寺さんに聞いていただいたらよくわかります。それは、この世とこの世のことは人間がすることである。あの世のことも人間がせんばなりません。それによって、災いというものが降りかかってきます。これらを避けるためにもという意味があると思います。

それで、私がこの席に立ったのは、たくさんの方が、墓地が欲しいというのは中山間部の方が多いです。その方が私のところへ来

まして、話をしたのには、それでは自分この部落、その地区にそういう無縁仏があるじゃないかと言いましたら、いや、そこはもう満杯だと。広げたら広げられんこともないんだけども、私たちが子どもに言われて下へ出てきたときに、また上まで行かねばならんということはないんですけども、気がとがめると。それじゃ、自分の高野口の墓地を買ったときに、そこであればそこへ参ってできるじゃないかと、そういうことをなぜしてくれないんだというのが大方でございます。

それで、こういう質問は私は本当はしたくなかったんですがございますけども、議員というものは市民の代表でございますので、私はこういう質問は嫌だということとは言えません。だから壇上に立ったわけでございますので、これを当局の方々に明快なるご答弁をいただきたく思います。

これにて、第1回の質問を終わります。

**○議長（中西峰雄君）** 8番 岡本君の一般質問に対する答弁を求めます。

市民部長。

〔市民部長（井浦健之君）登壇〕

**○市民部長（井浦健之君）** 高野口墓地のご質問にお答えいたします。

まず、高野口墓地に無縁墓地の早期設置についてですが、おただしのおり、高野口墓園には無縁墓地が設置されておられません。しかし、少子高齢化の中、将来的には高野口墓園内での無縁となった遺骨をお祭りするために必要性があると考えておりますが、ご質問にありましたような他所の墓地からの受け入れの対象としては考えていませんので、ご了承ください。

次に、六地藏の設置についてですが、議員ご承知のおり、旧高野口町時に町議会をはじめ内部におきまして、設置について慎重に検討が重ねられた結果、政教分離の原則から

設置が見合わされた経緯があります。したがって、こうした状況から、六地藏の設置については考えておりませんので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中西峰雄君）** 8番 岡本君。

**○8番（岡本昌次君）** 答弁、ありがとうございました。これで引き下がってもいいんですけども、それでは私が回答をいただいたことになりませんので、ちょっとだけ質問させていただきます。簡潔にお答え願いたいと思います。

まず、一つは、高野口の区画はいくらあって、そのうちいくら売れていますかと、残りはいくらありますかということと、2番目に、この墓地をつくったときには、宗派は問わずと聞いておりますが、その中で、日本は法治国家、もともと宗教、仏教が多いのでございます。その中で仏教徒が何家入っていますか。また信徒が何家入っていますか。お聞かせ願いたいと思います。

三つ目には、同一市で同一事業をやっていくのが普通だと思いますけれども、こういう形の変ったやり方ではどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

四つ目には、赤塚斎場の分祭はできないかということですが、まず、この四つの答弁が、答えられましたらよろしいですけど、もし答えられなかったら結構でございます。

**○議長（中西峰雄君）** 市民部長。

**○市民部長（井浦健之君）** 4点ご質問いただいたと思います。4点目、ちょっとはつきりわかりませんでしたので、ご答弁がうまくできるかどうかわかりませんが、まず1点目の高野口墓園の区画数と販売数ですけども、区画数が419区画、設置をしております。本年3月31日現在で、使用区画数が196区画であります。したがって、利用率が46.8%という状況になっております。

続きまして、宗派別の利用実態がどうかということだと思っておりますけれども、ご利用いただく方に、宗派はどこですかということは市としてもお聞きもしておりませんし、調べておりませんので、これについてはご答弁できないということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、橋本のいわゆる赤塚の墓園に六地藏があるやないかというおたしでよろしいわけですか。これにつきましては、その当時の方にお聞きしますと、あの六地藏については市の公費で六地藏を設置したのではないと。ある団体がつくって、寄附というんですか、何というんですか、つくっていただいて、あそこに六地藏があるというふう聞いております。

そういったことで、橋本の墓園につきましても、市の公費を使って六地藏を設置していないというご理解をいただきたいと思っております。

4点目について、ちょっと私、あまり聞きませんでしたので、済みません、もう一度よろしくお願ひします。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君、4点目の質問、再度お願いいたします。

○8番（岡本昌次君）赤塚にはそういうふうな施設があると。高野口はないと。それでは、赤塚の分祭ということは、学校でいえば分校ですね。高野口の斎場のそういうもろもろの規約とかそういうものに配慮して、赤塚の分祭、斎場ですね、その辺に持っていったらいけないかということです。恐らく、持っていけないという返事だろうと思っておりますけれども、いかがですか。まず、それを聞きたいです。

○議長（中西峰雄君）答弁できますか。

市民部長。

○市民部長（井浦健之君）分祭という意味の僕のとらえ方が間違っておいたら、お正しをいただけたらと思うんですけれども、六地藏

についてはそういうことで設置しておりますので、そういった形での設置がされているということでございますので。ただ、議員おたしの内容については、僕の理解としては、いわゆる無縁さんになった部分を橋本の墓園のほうにお祭りできへんのかというふうなご質問だというふうにとらえてよろしゅうございますか。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）いや、そういう意味ではございません。墓地といえばやはり、一番いいのは、自分とこの家から近くが一番、先祖と人間との接する場。例えば、今、私が説明しましたけども、親が中山間部におつて、子どもがまちでおると。その次に孫が東京へ行ったとしましょう。そこで住み着いたとしましょう。でも、まだ、子どもというのは親ですな、孫の親が地元におる。だから、そこへ今度は墓参りに来るのには、今までやってら月に1回行けたものが、年に1回来れるか来れないか。遠くから来れませんね。だから、今、部長の言うたように、高野口から、六地藏が、無縁がないから、無縁は赤塚へ持っていけというのならばという意味でございますけど、そうはいかない。なぜならば、高野口でもできるということです。それは、どういうふうにできるかといいますと、先ほど答弁でありましたように、赤塚も無縁さんは別に斎場を建てたときにはなかったと。有志がしたんだという答弁をいただきましたが、それができるんです。高野口でもそれができます。その辺、なぜしないのかということです。できませんか。

皆さんもご存じのように、無縁さんというのは、答弁にありましたように、古い。部長の言うのは、私が墓地を高野口で買って、そして、買ったんですけども、新宅したら、私が死ななければそこへ入れませんわな。私が

亡くなった、子どもも亡くなった、孫も亡くなったけども、まだ石はありますわな。でも、部長の言うのは絶家のようなことを言うてますわな。祭り手のない、高野口で買ったけども、一代か二代おったけども、その家は絶えてしもうたと。そこで祭り手がないと。そのときその石を祭るのが、その無縁さんだということです。わざわざ、田舎から、中山間部から持ってくるのはあかんと言うんです。

私が言うのは、中山間部でおる方々が、その墓地を欲しいんだと。なぜ欲しいかというのと、子どもにせがまれたんだ。「お父さん、僕、大阪から通うとんだけど、彼岸とか盆に来るんだけど、自分とこの先祖の仏さんを拝んで、中山間部まで行かんなんから、遠いから、お父さんがおるうちに高野口で墓地を買って来てくれ」と。「そない言うんなら買しましょう」と言うて、墓を見に行ったところが、うちの先祖の石があるけども、それはその地区の無縁さんがいっぱいだと。だから、高野口で買ったときにはそこで無縁さんに来てもらうたら、そこへ置けるんじゃないかという返事が私に来とるんです。

それが、今の部長の返事じゃないけども、そういう人はだめだと言うんです。それ、なぜだめだと言うんですよ。祭っているのは、親が先祖を田舎で祭るとんですけども、子どもが、墓が欲しいからこっちで買うんだけども、そこで祭ったんは絶家でなければ祭れないというのはなぜかと言うんです。これ、私はわからんです。それができないかと言うんです。

そこで、ちょっと余談になりますけど、前にもちょっと、これは一般質問じゃないですけど、話したことがあるんですよ。それは、墓が、今言いましたけど、419のうちで196しか売れていないんです。そうすると、1区画しか売れないと言うんですよ。はたにぎょう

さんあるねん。だから、2区画買って、一つに自分が六地藏とか無縁さんをつくったらどないなるかということです。二つ欲しいんだけどと問い合わせたら、いや、二つはこらえてくださいと。一つにしてくださいと、1基にね。だから、1基の中にもそういうのをつくったら、それは許可が出ますんかなと、そういうふうに言われましたよ。「うーん」とうなったんですけどね、私は。それは返事はできませんでした。買うのに、2区画買うたほうがええんとちゃうか。

それともう一つ、親の私が買って、大阪でおる息子が買って、隣で。そして、子がまだ亡くなっていないから、そこに先祖の無縁さんをつくってはどうかと、そんな方もおるんですよ。もし、そないされたときに、あなた方、どのように返事、当局はしまししょうかな。その答えはどうでしょう。

○議長（中西峰雄君）市民部長。

○市民部長（井浦健之君）申しわけございません。私の説明不足で誤解が生まれたところもあるかと思うんですけども、橋本の墓園にあります無縁さんにつきましては、令規の中で、いわゆる無縁の設置条例の中で、5年間管理料を納付しなかったときとか、五つの項目があるわけですけども、そのときは市長において処分するというふうになっております。処分とは、どこかにお祭りをすることになるわけです。そのための用地を無縁墓地として確保しておるということでございますので、議員が考えておられるような無縁墓地というのではないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）8番 岡本君。

○8番（岡本昌次君）それでは、墓地委員会の中でそういう約束事が載っておると思うんですよ。それが、橋本市は橋本市、高野口町

は高野口町、おのずと違う文書もあると思いますけれども、でも、市に合併したら一つですよ。だから、そういう二つのやり方があって、一つはこちら、一つはこちらと。それはできないんじゃないですか。それはなるほど、赤塚へ無縁を持って行って、橋本市であれば高野口へ集めますけども。

そこでちょっと余談になりますけど、なぜこれは余談を言うかといいますと、今の墓地は全部、宗派は問いません、どの墓地でも。中山間部の墓地はさておいて、高野口のまちにある墓地、8基あります。その中で、この宗派でなければならんというような墓地はないんですよ。その中で、八つある墓地の中で、無縁さんまたは六地藏のない墓地はどこもありません。だから、私が壇上で言いましたように、それはわけを聞いたらなるほどとわかるんですよ。それはお坊さんに聞いてくださいと。

私は、長々とこんなやりとりをしとってもどうにもなりませんので、きょうは、この話は、あとの話は要望にとどめたいと思います。それで、次回にまた、私も勉強して一般質問させていただきますので、きょうはこれで一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(中西峰雄君) これをもって、8番 岡本君の一般質問は終わりました。